

## 役員等の報酬及び費用に関する規程

改正 令和6年6月15日

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人白浜町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、理事・監事選考委員会委員及び安全委員会委員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、役員に対し理事会出席等必要の都度、別表1に定める報酬を支払うことができる。

2 役員には1号に掲げる報酬以外の報酬等は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は本人に現金で支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第5条 センターは役員及び委員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (令和6年6月15日)

この規程は、令和6年6月15日から施行する。

別表1 役員の報酬額

日 当	3, 0 0 0 円
-----	------------

別表2 費用の額

(1) 役員及び委員の管内職務に係る費用 (各役員等の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額)	
2 <sup>キ</sup> 未満	1, 0 0 0 円
2 <sup>キ</sup> から5 <sup>キ</sup> 未満	1, 5 0 0 円
5 <sup>キ</sup> から10 <sup>キ</sup> 未満	2, 0 0 0 円
10 <sup>キ</sup> から20 <sup>キ</sup> 未満	2, 5 0 0 円
20 <sup>キ</sup> 以上	3, 0 0 0 円
(2) 役員及び委員の管外職務に係る費用 (旅費規定に定める額)	
(3) その他 (実費)	